

## 変更届出書の添付書類(居宅介護支援)

事業所の名称及び所在地、その他厚生労働省令で定める事項に変更があった場合、  
当該変更に係る事項について、その変更のあったときから10日以内に市町村長に届ける必要があります。  
◎不明な点は、市へ相談してください。

NO	変更事項	添付書類
1	事業所の名称	・運営規程
2	事業所の所在地	・平面図 ・土地賃貸借契約書写し(借地の場合) ・建物賃貸借契約書写し(借家の場合) ・運営規程
3	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	・登記事項証明書 ・運営規程
4	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	・登記事項証明書 ・代表者経歴書 ・誓約書(参考様式9-4) ・暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書
5	申請者の登記事項証明書又は条例等 (当該指定に係る事業に関するものに限る)	・登記事項証明書
6	事業所の平面図	・平面図
7	事業所の管理者の氏名、生年月日、住所 及び経歴	・管理者経歴書 ・資格者証の写し ・勤務体制及び勤務形態一覧表
8	運営規程	・運営規程
9	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	・介護支援専門員名簿(参考様式10) ・資格証の写し ・勤務体制及び勤務形態一覧表

●介護給付費の請求に関する事項について

加算のうち届出が必要なものについては下記書類の提出が必要です。

手続きに漏れのないようご注意ください。

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- ・その他必要な添付書類

※運営規程に変更があった場合は、変更届が必要